

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 10 号

泉佐野市田尻町清掃施設組合職員の給与及び勤務条件についての条例(昭和 40 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 6 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、組合の職員の任用、給与、勤務時間、退職手当、服務、分限及び懲戒、福利厚生、公務上の災害及び通勤による災害に対する補償その他の勤務条件(以下「任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 派遣職員 職員のうち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 17 の規定に基づき、規約第 2 条に規定する組合を組織する地方公共団体(以下「構成団体」という。)から組合に派遣された者をいう。

(運用)

第 3 条 派遣職員を除く職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、泉佐野市の職員の例による。

2 派遣職員の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、組合と構成団体との協定によるものとし、協定に定めのないものに関しては、泉佐野市の職員の例による。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。